

令和 8 年度 職業訓練指導員試験受験案内

愛媛県

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員としての資格を取得するための試験です。合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。
(この試験は、愛媛県職業訓練指導員の採用試験ではありません。)

1 実施職種

- (1) 学科試験（関連学科（系基礎学科、専攻学科）及び指導方法）を実施する職種

電気科、木工科

※指導員試験の受験資格を有する者であれば、学科試験のうち、指導方法のみを受験することが可能です。指導方法のみを受験する場合は、4 ページに記載の電話番号までご連絡ください。

- (2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

その他の職種（職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に掲げる職種）

2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。（別表 1 - 1 及び別表 1 - 2 参照）

(ア) 職業能力開発促進法第 44 条第 1 項の規定による技能検定に合格した者

(イ) 同法施行規則第 45 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する者

- (2) (1) に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

(ア) 拘禁刑（※）以上の刑に処せられた者

※刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役及び旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮を含む。

(イ) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から 2 年を経過しない者

3 試験の日時及び場所

日 時	令和8年10月24日（土） 午前10時から
場 所	今治市桜井団地四丁目1番地の1 愛媛中央産業技術専門校

4 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
電 気 科	1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論） イ 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学、測定法） ウ 電気・電子機器（電気機器、電子機器） エ 材料（電気材料、電子部品） オ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 制御工学（制御理論、数値制御、コンピュータ制御） イ 工作法（電気機器の組立て、修理及び調整法） ウ 電気製図（回路設計、読図法、材料力学） エ 電力電子工学（電力変換、直流交流変換、電力制御技術）
木 工 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 製図（現図画法、読図法） イ 木材加工法（木材乾燥法、木材加工用機械、木材加工法） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 工作法（木製品、工作法、組立法、仕上法、加飾法、木材加工用機械、仕様及び積算） イ 塗装法（塗装機器、塗装法） ウ 材料（木工用材料、接着剤、仕上用材料）
その他の 職 種	指導方法

5 受験申請の手続き

(1) 提出書類等

提出書類等 受験者区分	①受験申請書	②履歴書	③写真	④卒業・履修証明書等	⑤検定合格証書の写し	⑥該当免許証の写し	⑦受験手数料
1級又は単一等級技能検定合格者	○	○	○		○		○
2級技能検定合格者	○	○	○	△	○		○
別表1-1の●に該当する受験資格者	○	○	○	○			○
他の法律等に基づく免許等の取得者	○	○	○		◇	○	○
その他	職業訓練指導員免許を受けた者で、同一系の異なる職種の指導員試験を受験する場合は、その免許証の写並びに①、②、③及び⑦。						
	職業訓練指導員試験の一部合格証書の交付を受けた者の場合は、その証書の写し並びに①、②、③及び⑦。						
	実務経験をもって受験資格とする者は別途実務経験証明書の提出が必要となるため、申請受付後、対象者に個別に通知する。						
<ul style="list-style-type: none"> ・「△」は免許職種に関する大学等の学科を卒業した2級技能検定合格者が、関連学科の受験免除を受ける場合。 ・「◇」は2級技能検定に合格した有資格者が、関連学科の受験免除を受ける場合。 							

ア ②履歴書は受験申請書の裏面に記載してください。

イ ③写真（申請前6月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き）は受験申請書に貼り付けてください。

ウ ⑦受験手数料 3,100円

愛媛県収入証紙を受験申請書に貼って納付してください。

なお、原則として、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても、受験手数料は返還しません。

(2) 受験申請書等の提出先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 職業能力開発グループ

郵送の場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書してください。

持参の場合は、事前に4ページに記載の電話番号までご連絡ください。

(3) 受験申請書等の受付期間

令和8年6月5日（金）から7月3日（金）まで

郵送の場合は、同日までの消印のあるものは、受け付けます。

持参の場合は、月曜から金曜の9：00から17：00の間に受け付けます。

(4) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）の受験手続

全免除者の受験手続は(3)の受験申請書等の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができます。この場合、全免除者は(1)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書を提出してください。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、愛媛県収入証紙を免許申請書に貼付し、免許交付手数料を納付してください。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、受験票は送付しません。

6 受験票の交付

受験申請書を受理後、受験票を本人に送付します。

受験票は、試験当日に試験場の受付に提示してください。

7 合格者の発表

令和8年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合否を問わず受験者全員に試験結果を通知します（合格者には合格証書を送付）。

また、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号に基づき、受検者ご本人のみに対して合格発表の日から1ヶ月間試験の得点を開示します。希望される方は、事前に電話でご連絡の上、受験票又は、合格証書を持参してください。（受験者本人に限る。代理人不可。）なお、電話による開示には応じられません。

開示場所：愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課

8 その他

(1) 受験申請に関する書類は、愛媛県のホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 学科試験の指導方法の参考書として、「（十三訂版）職業訓練における指導の理論と実際」（一般財団法人職業訓練教材研究会発行）があります。

(3) 試験についての不明な点は、下記にお問い合わせください。

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 職業能力開発グループ
電話 (089) 912-2504

【試験会場の案内】

今治市桜井団地四丁目1番地の1 愛媛中央産業技術専門学校（無料駐車場あり）



◎別表 1 - 1 職業能力開発促進法施行規則第 37 条第 1 項に当たる全職種（別表 2 参照）

受 験 資 格 者 (主なもの)		免許職種 に関する 実務経験 年数	免 除 の 範 囲			
			実技	学 科		
				関 連 学 科		指 導 方 法
				系基礎	専攻	
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了	1年				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了 (職業能力開発総合大学校長が認める者)	1年	合格と認められる科目を免除			
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	0年		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年				
学校教育	●大学卒業	1年		○	○	
	●短期大学卒業	2年				
	●高等専門学校卒業	2年		○	○	
	●職業課程の高校又は中等教育学校後期課程卒業	3年				
	普通課程の高校又は中等教育学校卒業	5年				
実務経験のみ		8年				
厚生労働大臣が 指定する学校	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年				
	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年				
	●高等課程もしくは一般課程(3年)の専修学校または各種学校(3年)卒業	3年				
	●高等課程もしくは一般課程(2年)の専修学校または各種学校(2年)卒業	4年				
免許職種に関し 職業訓練指導員 試験において	実技試験の合格者	0年	○			
	系基礎学科の合格者	0年		○		
	専攻学科の合格者	0年			○	
	指導方法の合格者	0年				○
免許職種に関し、技能検定1級又は単一等級合格者 (電子回路接続、バルコニー施工は除く。)		0年	○	○	○	
免許職種に関し、単一等級合格者 (電子回路接続、バルコニー施工)		0年				
免許職種に関し、技能検定2級合格者		0年	○			
上記いずれかの受験資格に該当し、他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は学科試験に合格した者		0年		△		○

●印は免許職種に関する学科を履修(「学科試験の科目」中「関連学科」の科目を8割以上)している必要があります。

○印は免除される範囲です。

△印は当該免許職種に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限り免除されます。

◎別表 1-2 他の法律等による受験資格及び免除の範囲

免許職種（主なもの）	受 験 資 格 者 （ 主 な も の ）	試験の免除の範囲			
		実技	学 科		指導方法
			関連学科		
			系基礎 学科	専攻 学科	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○			

<p>介護サービス科</p>	<p>児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号（※）の規定に該当する者 保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者 同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有する者 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号（※）の規定に該当する者 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号（※）の規定に該当する者 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号（※）の規定に該当するもの 同法による介護福祉士登録証を有する者 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号（※）の規定に該当する者 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号（※）の規定に該当する者</p> <p>（※）…三年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了）</p>	○	○	○	
----------------	--	---	---	---	--

○印は免除される範囲です。

◎別表2 職業訓練指導員免許職種（123 職種）と技能検定職種との対応表

系	No.	免許職種	技能検定職種	系	No.	免許職種	技能検定職種	
園芸 サービス	001	園芸科	園芸装飾	機械 整備	032	内燃機関科	内燃機関組立て	
	002	造園科	造園		033	建設機械科	建設機械整備	
森林	003	森林環境保全科			034	農業機械科	農業機械整備	
金属 材料	004	鉄鋼科	金属溶解	縫製 機械	035	縫製機械科	縫製機械整備	
	005	鋳造科	金属溶解、鋳造、ダイカ スト、粉末冶金		製織	036	織布科	
	006	鍛造科	鍛造	037		織機調整科		
	007	熱処理科	金属熱処理、金属材料試 験	染色	038	染色科	染色	
金属 加工	008	塑性加工科	金属プレス加工、建築板 金、工場板金、鉄工		アパ レル	039	ニット科	ニット製品製造
	009	溶接科		040		洋裁科	婦人子供服製造	
	010	構造物鉄工科	鉄工	041		洋服科	紳士服製造	
金属 表面 処理	011	金属表面処理 科	めつき、アルミニウム陽 極酸化処理	裁縫	042	縫製科	布はく縫製	
					043	和裁科	和裁	
機械	012	機械科	機械加工、非接触除去加 工、金型製作、仕上げ、 切削工具研削、機械検 査、機械保全、油圧装置 調整、テクニカルイラス トレーション、機械・プ ラント製図	帆布 製品	044	寝具科	寝具製作	
					木材 加工	045	帆布製品科	帆布製品製造
						046	木型科	木型製作
電気・ 電子	013	電子科	電子回路接続、電子機器 組立て、自動販売機調 整、半導体製品製造	紙加工	047	木工科	機械木工、家具製作、 建具製作	
					印刷 製本	048	工業包装科	工業包装
						049	紙器科	紙器・段ボール箱製造
電力	014	電気科	電気機器組立て、自動販 売機調整、電気製図、シ ーケンス制御	印刷 製本	050	製版・印刷科	プリプレス、印刷	
					プラ スチック	051	製本科	製本
						052	プラスチック製 品科	プラスチック成形、強 化プラスチック成形
自動車	015	コンピュータ 制御科		レーザ ー加工	053	レーザー加工科		
					ガラ ス加工	054	ガラス科	ガラス製品製造
						窯業 製品	055	ほうろう製品科
056	陶磁器科	陶磁器製造						
航空機	016	発変電科	内燃機関組立て	石材	057	石材料	石材施工	
					食品 加工	058	麺科	製麺
						059	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
鉄道 車両	017	送配電科		食品 加工	060	食肉科	ハム・ソーセージ・ベー コン製造	
					061	水産物加工科	水産練り製品製造	
					062	発酵科	みそ製造、酒造	
船舶	018	電気工事科		食品 加工	063	建築科	建築大工、枠組壁建 築、サッシ施工、バル コニー施工	
							064	枠組壁建築科
						精密 機器		026
027	光学ガラス科	光学機器製造						
製材 機械	028	光学機器科						
	029	計測機器科						
030	理化学機器科	家庭用電気治療器調整						
	031	製材機械科	切削工具研削					
031	製材機械科	切削工具研削	065	とび科	とび			

系	No.	免許職種	技能検定職種	系	No.	免許職種	技能検定職種					
建築 施工	066	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工	デザ イン	100	広告美術科	広告美術仕上げ					
	067	プレハブ建築科			101	デザイン科						
建築 外装	068	屋根科	かわらぶき	義肢 装具	102	義肢装具科	義肢・装具製作					
	069	スレート科	スレート施工		通信	103	電気通信科					
	070	建築板金科	建築板金			104	電話交換科					
	071	防水科	防水施工			オ フ ィ ス ビ ジ ネ ス	105	事務科				
	072	サッシ・ガラス 施工科	サッシ施工、カーテンウ ォール施工、ガラス施工				106	貿易事務科				
建築 内装	073	畳科	畳製作	流 通 ビ ジ ネ ス	107	流通ビジネス科						
	074	インテリア科	内装仕上げ施工、表装									
	075	床仕上げ科	内装仕上げ施工									
	076	表具科	表装									
建築 仕上	077	左官・タイル科	左官、タイル張り	写 真	108	写真科	写真					
	078	築炉科	築炉									
	079	ブロック建築 科	ブロック建築、エーエル シーパネル施工									
	080	熱絶縁科	熱絶縁施工									
設備 施工	081	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工	社 会 福 祉	109	介護サービス科						
	082	配管科	配管									
	083	住宅設備機器科										
土 木	084	さく井科	さく井、ウエルポイント 施工	理 容 美 容	110	理容科						
	085	土木科	ウエルポイント施工		111	美容科						
	086	測量科			接 客 サ ー ビ ス	112	ホテル・旅館・ レストラン科					
設備 管理 運 転	087	建築物設備管 理科	ビル設備管理	113		観光ビジネス科						
	088	ボイラー科		調 理		114	日本料理科	調理				
	揚 重 運 搬 機 械 運 転	089	クレーン科			115	中国料理科					
090		建設機械運 転科			116	西洋料理科						
091		港湾荷役科		保 健 医 療	117	臨床検査科						
化 学	092	化学分析科	化学分析		装 飾	118	フラワー装飾科	フラワー装飾				
	093	公害検査科										
	工 芸	094	木材工芸科	漆器製造		メ カ ト ロ ニ ク ス	119	メカトロニクス科	電気機器組立て、シー ケンス制御			
095		竹工芸科	竹工芸									
096		漆器科	漆器製造									
097		貴金属・宝石科	貴金属装身具製作									
098		印章彫刻科	印章彫刻									
塗 装	099	塗装科	塗装、塗料調色	情 報 処 理	120	情報処理科						
揚 重 運 搬 機 械 運 転	090	建設機械運 転科						121	フォークリフト科			
								122	建築物衛生管理科	ビルクリーニング		
								123	福祉工学科			
化 学	092	化学分析科	化学分析					メ カ ト ロ ニ ク ス	119	メカトロニクス科	電気機器組立て、シー ケンス制御	
				工 芸	094	木材工芸科	漆器製造					
												095
096	漆器科	漆器製造										
			097					貴金属・宝石科	貴金属装身具製作			
										098	印章彫刻科	
				塗 装	099	塗装科	塗装、塗料調色					

(注) No. は便宜的に附したものであること。